

株式会社神戸製鋼所「神鋼真岡発電所建設計画環境影響評価方法書」 に対する勧告について

平成25年8月16日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、神鋼真岡発電所建設計画環境影響評価方法書について、株式会社神戸製鋼所に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：栃木県真岡市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：約140万キロワット（約70万キロワット×2基）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成25年 3月25日
住民意見の概要等受理	平成25年 5月31日
栃木県知事意見受理	平成25年 8月 1日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、櫻福

電話：03-3501-1742（直通）

株式会社神戸製鋼所「神鋼真岡発電所建設計画環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目について

対象事業実施区域は草地であり、その近傍に自然地形や公園が存在することから、対象事業実施区域及びその近傍において生態系に係る現地調査を実施し、その結果、造成等の施工による一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在により地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがある場合には、項目として選定し、予測及び評価を実施すること。